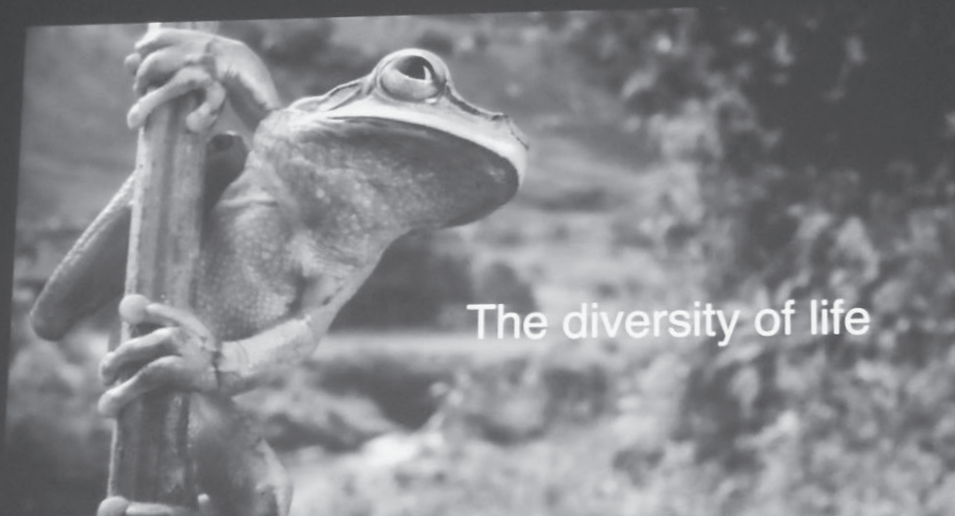


これからの生物多様性

ポスト2020目標 & SDGs に向けて



2020年は、地球の生物多様性が保全されてゆく上において、節目の年である。読者の方々は、10年前の出来事を覚えておられるだろうか？

『2010年に生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第3版（GBO3）」で、生物多様性を構成する生態系、種、遺伝子のすべてについて、損失が継続していると評価しました。また、損失を引き起こしている直接的な要因として、生息地の損失と劣化、過剰利用と非持続的な利用、過剰な栄養素の蓄積による汚染、侵略的外来種、気候変動を挙げ、これらによる影響は、継続あるいは増加しているとしました。さらに、このまま損失が続く、生態系が「ある臨界点（a tipping point）」を超えると、生物多様性が劇的に損なわれ、それに伴い広範な生態系サービスが劣化する危険性が高いと警鐘を鳴らしました。その上で、人類が過去1万年にわたって依存してきた比較的安定した環境条件が来世紀以降も続くかどうかは、次の10-20年間の行動により決定づけられると指摘し、生物多様性の損失を引き起こしている要因を減らすため、緊急に取り組む必要があると世界に呼びかけました。』（環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書より）

2020年の節目の要素は、①生物多様性条約第10回締約国会議で合意された愛知目標の達成年、②国連生物多様性の10年の最終年、③IUCNの第7回世界自然保護会議の開催、④SDGsの目標14（海の豊かさを守ろう）、15（陸の豊かさを守ろう）の達成年であり国連75周年、そして⑤パリ協定の実行が始まるのである。このように様々な国際的な動きが始まることのきっかけとして、これからの生物多様性、と題して特集を組んだ。

草刈秀紀

愛知目標の達成状況とその後

尼子直輝 環境省

愛知目標の達成状況

2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約COP10において、2011年から2020年までの生物多様性の世界目標である「愛知目標」が採択された。これは、生物多様性条約の「戦略計画2011-2020」の一部であり、「戦略計画2011-2020」は、長期目標（ビジョン）、短期目標（ミッション）、個別目標／愛知目標により構成される。長期目標（ビジョン）は「自然と共生する」世界すなわち「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界の実現である。短期目標（ミッション）は、2020年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することとされ、さらにAからEの5つの戦略目標の下に、2015年又は2020年までの20の個別目標が定められ、この個別目標が「愛知目標」と呼ばれるものである。

生物多様性条約の締約国は、愛知目標の達成に貢献する施策を自国において展開している。しかし、2014年の第5回国別報告書及び「地球規模生物多様性概況第4版（GBO4）」、さらに同年開催の第12回締約国会議（COP12）では、愛知目標の進捗状況の中間評価として、進展があった一方で、目標の達成には緊急で効果的な施策の追加が必要で

あるという評価がなされた。

愛知目標の世界的な達成状況の最終評価は、2020年の第15回締約国会議（COP15）において行われる予定であり、その材料として、各締約国から2018年末に提出された第6回国別報告書や、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）」の評価報告書、さらには2020年に生物多様性条約事務局より公表予定の「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）」が使われる予定である。

なお、日本から提出した前述の第6回国別報告書においては、愛知目標に対応した国別目標の達成状況を、

- ① 目標を超えて達成する見込み
 - ② 目標を達成する見込み
 - ③ 目標に向けて進捗しているが不十分な速度
 - ④ 大きな変化なし
 - ⑤ 目標から遠ざかっている
 - ⑥ 不明
- の6つの選択肢より選んで回答することとなっており、大半の国別目標において「③目標に向けて進捗しているが不十分な速度」と評価されている。

2021年以降の生物多様性の目標づくり

2020年10月に中国で開催予定の生物多様性条約

“環境に携わるセクターだけでなく、社会のあらゆるセクターを巻き込んだ”



ポスト2020目標に向けたランドスケープアプローチに関する専門家ワークショップ

COP15において、愛知目標の後継となる世界目標が採択される予定である。国際的には「post-2020 global biodiversity framework」と表現されており、本稿では便宜的に「ポスト2020目標」という。2018年11月の生物多様性条約第14回締約国会議(COP14)において、その準備プロセス

が決定し、その後、2020年のCOP15にかけて、準備プロセスに沿った検討が行われているところである。

現時点ではポスト2020目標の内容を予断できないが、大枠では、戦略計画2011-2020に掲げられた2050年までの長期目標(ビジョン)は引き続き妥当という見解がホスト国となる中国政府からも示されており、ほかにも持続可能な開発のための2030アジェンダで掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」とのシナジーの重要性が多くの主体から指摘されている。また、生物多様性条約事務局及びIPBESの地球規模評価報告書(2019)では、社会変革(transformative change)の必要性を訴えており、ポスト2020目標も、環境に携わるセクターだけでなく、社会のあらゆるセクターを巻き込んだ横断的な取組を促すものとなることが予想される。

さらに、目標の達成状況を評価する指標作りの重要性も指摘されて

いる。愛知目標に対応する指標は2016年のCOP13でようやく一応のものが示されたが、ポスト2020目標を検討するに当たっては、達成度の指標及びその指標を使って評価する国内外の体制も同時に又は速やかに検討すべきである。

日本から個別目標についてインプットしている内容としては、

- ① SATOYAMAイニシアティブのさらなる展開
- ② 生態系を基盤とするアプローチ(防災・減災、適応)の推進
- ③ 非意図的に侵入する侵略的外来種への国際的な対処
- ④ 持続可能な生産・消費の促進

を柱としており、ポスト2020目標が採択された後の展開も見据えつつ、目標検討の議論に貢献している。特に、① SATOYAMAイニシアティブのさらなる展開については、2019年9月に熊本でランドスケープアプローチに関する専門家ワークショップを開催し、SATOYAMAイニシアティブのこれまでの経験を踏まえたポスト2020目標への提案をまとめている。

今後もCOP15に向け、2020年6月のIUCNの世界自然保護会議(WCC)、2020年9月の国連総会における生物多様性サミット等、国際的にポスト2020目標に対する注目が高まる機会がある。これらの機会を、国内の機運を高めることにもつなげたい。



尼子直輝 あまこなつき

2003年に環境省に入省後、国立公園管理、外来生物対策、サンゴ礁保全、ラムサール条約、ワシントン条約、生物多様性条約等を担当し、現在はUNEP等国際機関との調整を主に担当。

IUCN世界自然保護会議とポスト2020枠組み

道家哲平

国際自然保護連合日本委員会 事務局長

はじめに

本原稿は、2019年10月時点で執筆をしている。執筆時点では、第7回世界自然保護会議の詳細なプログラムは公表されておらず、また、ポスト2020枠組みについても第1回ポスト2020作業部会を終えたところである。公式・非公式含め多角的な情報に基づくが、推測を多く含んだ内容である。

ポスト2020枠組みは、COP15を含む生物多様性条約関連会合で交渉されるのだが、国連会合や、学術界など様々な国際会合とも共鳴しながら構築される。そのようなポスト2020枠組み構築に影響を及ぼす国際イベントの中でも、生物多様性のコミュニティの主要な団体・機関・専門家が一堂に会する場として注目されるのが、国際自然保護連合(IUCN: International Union for Conservation of Nature)が開催する「IUCN世界自然保護会議2020」である。

IUCNは、1948年に設立された。設立当時、国連機構の中に自然保護を目的に掲げる組織が生まれなかったことから、研究者・民間組織・政府による自然保護の国際協調を進める団体として生まれた背景がある。そのため、外務省や環境省といった政府機関と、日本自然保護協会やWWFジャパンといったNGOの両者が団体として加盟し、また、世界1万5千人以上に及ぶ専門家が自発的に6つの専門委員会を構成しているという巨大なネットワークである。

時に対立関係が生じることもある政府とNGO・研究者が、生物多様性保全について協働することで前進するテーマ・

プログラムを定め、世界全体のレベルを引き上げる機能を果たしてきた。その最たる例が、世界の絶滅の恐れのある生物種についてまとめたリスト&データベースである「IUCNレッドリスト」である。

ポスト2020枠組みは、そのIUCNにとっても極めて重要な世界枠組みであり、IUCNが4年に1度主催する世界最大の自然保護に関するイベント「世界自然保護会議」においても注目されるテーマとなっている。

世界自然保護会議2020

世界自然保護会議(WCC: World Conservation Congress)は、4年に1度(夏季オリンピックと同じ年)、IUCNが主催する会合で、世界各地から1万人以上が参加する、自然保護のオリンピックといっても過言ではないイベントである。次回会合は、2020年6月11日から19日にかけてフランスのマルセイユという港町で開催予定である。

WCCは大きく前後半の2部構成となる。前半の4日間はIUCNに加盟する団体や専門家が企画運営する世界最新の自然保護の事例やアイデアを集める「世界自然保護フォーラム」が開かれ、後半の4日間は、フォーラムで出された知見も踏まえた、IUCN関係者(政府、NGO、専門家)が今後4年間注力する方向性をIUCNプログラムと予算としてまとめると同時に、IUCNを牽引する会長をはじめとするリーダーを選出する「会員総会」が開かれる。

全体を貫くテーマは、「人々と自然のためのランドスケイ

“ポスト2020枠組みの実現手段について様々なアイデアが世界中から披露される”



2016年に開催された世界自然保護会議の様子

「管理」「生命を支える淡水の保全」「海洋の健全性の再生」「気候変動緩和と適応の加速」「効果的で公正なガバナンスと人権保護」「持続可能性に向けた経済・財政システムのてこいれ」「知識、学習、革新、技術の進展」(傍線は、一単語でテーマを説明する際に使われるキーワード)の7テーマが設定されている。このテーマの下に、前回のWCC2016と同程度であればフォーラム期間中に、1000近くイベントが開かれる見込みだ。

ポスト2020の交渉過程とWCC2020のタイミング

2020年6月中旬というタイミングを、ポスト2020枠組みの交渉について予想を交えてまとめると次のようなフェーズと考えられる。

- ① ゴールやターゲットについての文言に関する交渉(第2回ポスト2020作業部会、2020年2月)を元に個々の目標についてある程度の方向性が決まっている。
- ② 目標達成のための条件整備(資源動員含む)に関する交渉(第3回条約の実施に関する補助機関会合、2020年5月)が終わっている。しかし、資金動員に関する目標は、先進国途上国含め関心が高く、かつ、高い政治的判断を要する議題であると同時に、ポスト2020枠組みの目標の意欲度で大きく左右する内容であるため、合意には至っていない。
- ③ WCC2020の翌月には、予定されている限りで最終となる交渉会合である第3回ポスト2020作業部会合が控えている。

第1回のポスト2020作業部会での状況を踏まえ、と「2050年の人と自然の共生する社会に向けて、資金的・技術的な実現可能性と意欲度とのバランスをとった目標設定を検討中」「国や、IUCN加盟団体などの民間による生物

多様性保全への貢献について、高い貢献度が見込めるなら高い目標設定につながり、低い貢献度しか見込めないなら、意欲的な目標設定はなされない」という状況が予想される。

WCC2020の注目

WCCのあり方と、ポスト2020枠組み交渉の状況とを勘案すると、IUCN-WCC2020に期待される成果は3つ考えられる。

1. ポスト2020枠組みの目標案作り…ポスト2020目標は、具体的に、測定可能で、達成可能で、結果志向で、时限を定めた目標設定が検討されている。IUCNは、保護地域・種の保全・生態系管理・外来種防除・生物多様性の主流化・普及啓発などの分野では専門家ネットワークが構築されており、ポスト2020への具体的な目標案について検討が行われることが考えられる。

2. ポスト2020枠組みの実現手法の提案…目標と同時に、その目標達成に必要な仕組みやアプローチ、指針や技術開発/提供、パートナーシップの構築が必要となる。WCC2020は、1万人以上に及ぶ世界各地の現場の保全を牽引する専門家・団体が、各地の事例をもつて一同に集まる場である。とりわけ、フォーラム部分では、ポスト2020枠組みの実現手段についてさまざまなアイデアが世界中から披露されることが考えられる。

3. ポスト2020枠組みへの支持表明…WCCは、自然保護に留まらない、世界中の注目を集める会合となっている。世界自然保護会議2016の際には、ツイッター・ニュースなどでのリーチ数は、少なく見積もっても7500万人にも及んでいる。このような世界的な注目の中で、コメントメント表明の機会がなされるだろう。前回は、会議開

催直前にホスト国であったアメリカ合衆国のオバマ大統領によって、パバハナウモクアケア海洋国立公園の海洋保護区拡張（150万平方キロ（日本の国土の3倍弱））が宣言された。WCC2020は、生物多様性コミットメントというポスト2020枠組みの実施メカニズムとしても検討されている仕組みを実証する場とも考えられる。

IUCN組織内では、前述のようなポスト2020のシナリオを描きながら、そして、生物多様性条約の関連会議をみて更新しながら、WCC2020の役割を定めていくことになるだろう。ポスト2020枠組みがどのようなシナ

リオを迎えるとも、IUCN世界自然保護会議2020は、2020年に最も注目すべき会合の一つとなることは間違いない。



道家哲平 どうけてつぺい
千葉大学大学院修士（哲学）。（公財）日本自然保護協会広報委員連携部長、国際自然保護連合日本委員会副会長兼事務局長。2008年より、生物多様性条約関連会合を継続的に参加。2016年より、生物多様性条約の普及関連プログラム（CEPA）のアドバイザーも務める。

企業と生物多様性、これまでとこれから

企業にとってのCOP10の意義

2010年のCOP10（第10回締約国会議）は、これまでの生物多様性条約（CBD）の中でも非常に成果が多かったCOPと言っているだろう。愛知目標が採択されたことはもちろんだが、CBDが出来た当初からの懸案であったABS（遺伝子資源へのアクセスと利益配分）について法的拘束力のある国際ルールがようやく合意され、名古屋議定書として採択された。特に遺伝子資源を扱う製薬や食料品飲料などの業界にとっては、ルールが明確になった意味は大きい。ビジネス全体について言えば、愛知目標の目標4と目標5は、企業など民間がなすべきことを示しているし、ビジネス参画の決議（X/21）も行われた。この決議に基づき、翌年には

生物多様性民間参画グローバルプラットフォーム（GPBB）が設置されることになった。

暗中模索で始まった10年前

一方で企業の方は、当時はまだ十分に何をすべきか、そもそも自社の活動と生物多様性の関係を十分に把握しておらず、社会貢献の一つとして取り組むぐらいにしか考えていない企業も多かった。

もちろん実際には、企業活動は生物多様性に大きな影響を与えており、同時にその生物多様性に大きく依存している。しかし、このことが広く知られるようになったのは、2005年に発表された「ミレニアム生態系評価」によっ

足立直樹 株式会社レスポンスアビリティ

“本格的に取り組み始めた企業とそうでない大多数の企業との間でかなり大きな差異が生まれている”

であったし、企業活動との直接的な関係について言えば、2008年に世界資源研究所(WRI)と持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)などによって開発・発表された「企業のための生態系サービス評価」(The Corporate Ecosystem Service Review, CER)によって初めて、自社の事業活動と生物多様性および生態系サービスの関係性を系統的に分析するツールができたのである。

国内で言えば、2009年8月に策定された「生物多様性民間参画ガイドライン」によって初めて、企業がなすべきことが具体的に示された。

つまり、たしかにCOP10の開催によって日本企業の間では生物多様性への関心は急速に高まったが、それは何かしなくてはという意識が主であった。筆者は、2008年4月に生物多様性に深く関心を持つ企業14社が集まり、企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)を組織したときからその運営に関わっているが、そこに参加している積極的な企業であっても、そもそも企業は生物多様性に何をすべきなのか、それを研究することから始める必要があった。

日本経済団体連合会も2009年3月に7項目の宣言と行動指針からなる「経団連生物多様性宣言」を発表しているが、「自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す」(宣言1)など、この時点では精神論的な内容となっていた。

なお、こうした企業を取りまとめる動きとしては、2010年5月に日本経済団体連合会、日本商工会議所そして経済同友会が、経済界を中心とした自発的なプログラムとして「生物多様性民間参画イニシアティブ」を設立し、400以上の団体の加入を得て、活動をスタートさせている。

COP10後の10年

その後の10年の進捗であるが、生物多様性に本格的に取り組み始めた企業とそうでない大多数の企業との間でかなり大きな差異が生まれている。後者について言えば、未だあまり意識の変化がなく、自然保護や里山保全の活動のみを続けているところも多い。

一方で、自社の事業活動が生物多様性に大きく依存していたり、大きな影響を与えていることに気が付いた企業は、原材料調達や顧客および投資家向けのコミュニケーションのために取り組みを加速している。この先は、こうした企業の活動について述べたい。

2010年以降、先進的な企業の活動が進んだ一つのきっかけは、COP10で発表されたTEEB(生態系サービスと生物多様性の経済学)の最終報告書である。これにより、生態系サービスおよびそれを支える生物多様性に莫大な経済的価値があり、そのおかげで多くの事業が成り立っていることが定量的に示され、企業関係者に大きな衝撃を与えた。さらに、そうした影響を定量化することにより、事業活動のどこで配慮をすべきかについても明確になったのである。そこでもっとも生態系に負荷を与えていたのが、サプライチェーン特にその最上流の畑や森林であった。これまで企業が管理どころか、考えることすらほとんどなかったところで、間接的とは言え非常に大きな負荷を与え、またそれが企業のリスク要因になっていることが分かったのだ。ここからサプライチェーンへの取り組みがスタートしたと言ってもいいだろう。

情報開示そして投資家の巻き込み

そして、企業のこうした活動を投資が後押しする動きも出てきた。まずは2012年のリオ+20は、イギリスをはじめとするいくつかの国の大臣が参加する中、自然資本宣言



オイルパームのプランテーション。一面の緑だが、原生林が切り拓かれて作られることも多い。マレーシアで筆者撮影

(Natural Capital Declaration) が行なわれ、42の金融機関のトップが署名した。生物多様性や生態系サービスは、企業活動を支える「自然資本」であるという考えが打ち出されたのである。翌年、2013年には国際統合報告評議会（IIRC）が〈IR〉（統合報告）フレームワークを公開したが、その中でビジネスを支える6つの資本の一つとして自然資本が挙げられており、統合報告では自然資本を含めて価値創造ストーリーを開示することが求められたのだ。

サプライチェーンに注目が集まる

これと並行して、気候変動に対する危機感が国際的に急速に高まり、2014年の国連気候サミットでは吸収源である森林が注目され、2020年までに森林破壊を半減し、2030年までにゼロにするという「森林に関するニューヨーク宣言」が採択された。生物多様性と気候変動の2つの問題が一つのソリューションでつながり、この宣言には各国政府だけでなく、52の企業も加わった。この頃から、企業の中でも「森林破壊ゼロ」を掲げるところが登場し始めた。

これを一気に加速したのがESG投資家である。原料調達を通じた間接的なものも含め、企業が森林破壊にどれほど関与しているかどうかを投融資の判断基準にすべく、CDPフォレストの調査が2013年から始まり、特に影響が大きい原料として、紙パルプ・木材、パーム油、牛、大豆の4品目が注目されるようになった。

また2016年からスタートした持続可能な開発目標（SDG）も、企業が持続可能性へ貢献する機運を一気に高めた。

自然資本会計については、2016年に自然資本連合（NCC）が自然資本プロトコルを公表したが、これまでのところまだ一部の企業が内部管理に使用しているに過ぎず、データを公開する企業はさらに少ない。しかし、2016年のCOP13の生物多様性主流化の決議（XIII/3）では、自然

資本会計等を活用した生物多様性に対する影響評価の推進などが各国が企業に対して推奨すべきこととして具体的に示されており、今後さらに進展するものと考えられる。

このように2010年以降の企業と生物多様性の活動のもっとも大きな動きとしては、サプライチェーンにおける影響に注目が集まり、持続可能な原材料を調達することが企業にとって必須の活動となり、その具体的な手段として、認証制度の活用も拡大した。そして、ESG投資が欧州、米国、そして日本でも拡大するに伴い、機関投資家も企業の調達ポリシーを投融資の判断基準に使うようになってきている。逆に言えば、生態系に配慮しない原材料を使い続ける企業は、将来的にそうした原材料を使えなくなるリスクがあるだけでなく、消費者や投資家から排除されるリスクも負いつつあるのだ。前述したJBIBでも、サプライチェーン管理や持続可能な原材料調達は主要な課題の一つとなっており、そのためのガイドブックを作ったり、国内外のNGOや投資家との意見交換も進んでいる。

それだけではない自然の価値

もちろん、企業活動と生物多様性の接点はサプライチェーンだけではない。生態系サービスという意味で言えば、気候変動への適応や自然災害リスク緩和策として、いわゆるグリーン・インフラを活用することは、COP13では生物多様性主流化の決議（XIII/3）にも組み込まれたし、日本でも最近かなり議論され、具体的な応用も始まろうとしている。

そして2018年のCOP14では、企業は意思決定の際に生物多様性への依存と影響について評価を参考にすることや、開発において戦略的アセスを活用したり、統合的な空間計画を行うことがシャルム・エル・シェイク宣言で謳われ、主流化をより進めようという動きや、そのために金融セクターをもっと巻き込むという意志も感じられた。

“生態系に配慮しない
原材料を使い続ける
企業は、消費者や投
資家から排除される”

ポスト2020をリードし始めた欧州企業

一方、2020年が目標達成年である愛知目標の進捗状況について考えると、かなりの項目については世界的に達成が危ぶまれる状況である。また、日本企業にいたってはSDGs一色で、今や愛知目標を語る企業もほとんどいない始末である。

その中で大きなやる気を見せているのがフランスで、2018年にEpe（環境保護のための企業連合）が中心となり、Act4Nature（Act for Nature）というイニシアティブをスタートさせた。10のコミットメントに対して、企業トップが自ら誓約をするものであるが、科学的知見に基づいて生物多様性を企業経営戦略に統合し、影響を定量的に評価し、削減できないものはオフセットするなど、かなり踏み込んだ内容になっている。

これが他の欧州企業などにも影響を与え、昨年2019年7月には、Business for Nature（B4N）がスタートした。こちらには前述のEpeの他に、世界経済フォーラム（WEF）、国際商業会議所（ICC）、持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）などの世界的に影響力のあるビジネス団体、そして国際自然保護連合（IUCN）や世界自然保護基金（WWF）などの国際的な自然保護団体が参加しており、今後の企業と生物多様性の大きな流れを作り、また行動の中心を担う可能性が高そうだ。

言うまでもなく、2030年までの10年間は非常に重要だ。気温上昇を1.5度に抑えるため、温室効果ガスは2030年までに半減しなくていけない。生物多様性の喪失についてもまったなしの状況になっているが、それを一気に進展させるためには、生物多様性においても自然科学に基づいた明確な数値目標やKPIを設定することが求められ

ている。たとえば世界自然保護基金（WWF）インターナショナルは、自然と人のためのニュー・デールを提言しており、2030年までの目標は、①自然生息地の喪失をゼロにすること、②人間活動に起因する生物種の絶滅をゼロにすること、③生産と消費のフットプリントを半分にするのと、の3つを挙げているが、いずれもその達成のためには企業が本気で取り組む必要がある。

これからの10年が分かれ道

ポスト2020がどうなるかはまだ予測を許さない状況だが、少なくとも森林破壊をゼロにし、それ以外にも持続可能な原材料のみを使い、持続可能なビジネスモデルへ移行することは、今後、責任ある企業にとっての常識になることは間違いないだろう。

私たちがいま大変な危機に直面していることは事実であるが、その流れを一気に反転し、そうした危機から脱して2030年を迎えるための、重要な、そして困難な10年になるであろう。しかし、間違いないことは、このチャレンジを克服することができた企業だけが、2030年から先の世界で持続可能なビジネスを行うことができるのだ。



足立直樹 あだち なおき

株式会社レスポンスアビリティ代表取締役。東京大学同大学院修士。博士理学。国立環境研究所とマレーシア森林研究所（FRIM）で熱帯林の研究に従事した後、独立。株式会社レスポンスアビリティを設立し、一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）は理事・事務局長を務める。

ポスト2020目標と生物多様性及び生態系サービスに関する 政府間科学―政策プラットフォーム（IPBES）の役割

香坂 玲 名古屋大学大学院 環境学研究科 教授

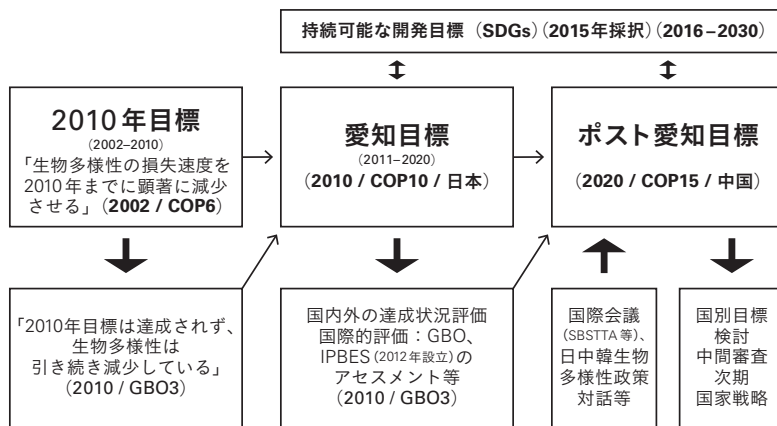


図1 生物多様性条約の目標と持続可能な開発目標 (SDGs) 等の関係性

2020年以降の生物多様性条約の枠組において、ポスト2020目標が合意されるが、ここでは、特に科学者を中心として構成される、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学―政策プラットフォーム (IPBES: The Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) の役割について解説をする。

生物多様性保全に関わる組織や機関の関係性

内容面での議論のまえに、生物多様性保全については、いくつもの国際機関、条約、そして団体が関係してくることから、組織や機関の関係性について解説をしよう (図1)。相互に影響を及ぼしあいながらも独立しているプロセスとなっていることも多く、混同されることも多い。

例えば、生物多様性条約の愛知目標と国連総会で採択された持続可能な開発目標 (SDGs) の関係性について、全く別物と捉えられることも多いが、実質的な中身として生物多様性の目標については、ほぼ同一の内容となっており、整合性がとられている (これは各々の前身でもあった2010年目標とヨハネスブルクサミットの目標でも類似した前例が

ある)。実際には生物多様性条約とSDGsでは、構成する国やプロセスが異なるが、愛知目標の改訂はSDGsにも大きな影響を及ぼす領域といえる。

特集の主題となっている愛知目標、ポスト2020目標は、生物多様性条約の目標であり、科学には基づくが、政府から構成される締約国 (ないしは欧州委員会「EU」) の間の取り決めに主眼とする、政策や政治のレベルでのコミットメントという国連のプロセスになる。もちろん、科学者や幅広い関係者がポスト2020目標を含めて、そのプロセスには参加しており、条約のプロセスの内部においても科学技術助言補助機関 (SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) という科学技術に特化した会合が締約国会議 (COP) に対して推薦や勧告をするという流れとなっている (図2)。

一方のIPBESは、協力しつつも生物多様性条約の枠組のなかのプロセスではなく、また正式には国連のプロセスでもない。政府ではなく、あくまで多様な学術分野の専門家や、伝統的知識などの異なる知識体系を有するステークホルダーを包摂し、生物多様性と生態系の保全を目指す先駆的なプラットフォームである。確かに国連の機関は関与しており、国連環境計画、国連開発計画、国際連合教育科学文化機関、国連食糧農業機関などが合同で参画しているが、あくまで府間のプラットフォームという位置づけである。この点は、筆者も参画したIPBESの外部評価レビューにおいても指摘されている点である。

“愛知目標の改訂はSDGsにも大きく影響”

さらに、生物多様性条約とIPBESの決定的な違いは、政策へのコミットメントであろう。IPBESが発信する一連の科学的なアセスメント（内容は地球規模・地域・方法論・受粉媒介等の題材など多岐に及ぶ）は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）と同様に政策に関連するが政策を規定しない情報を提供する（policy relevant but prescriptive）ということになっている。IPBESでは、新たに独自に測定をしたり、実験をしたりすることはなく、既存の文献や知識を中心に、その集積から得られた知見や傾向を政策立案者・決定者に対してアセスメント等の形で提供をしていく設計となっている。科学者が決めてしまうという立場になってくる。一方、愛知目標やポスト2020目標を含めた生物多様性条約のプロセスというのは、条約の締約国を含め、各国がコミットをしていく政策的なコミットメントとなる。

このように組織やプロセスの性質は異なるが、多国間の国際条約とIPBESなどの科学者によるプロセスというのは、相互に密に補完や連携をしながら展開をしている。具体的には、愛知目標の進捗に対して2019年にIPBESが採択した地球規模の生物多様性と生態系サービスのアセスメントでは、その評価判断を避けつつも、進捗は思わしくなく、達成は困難であることを報告している。あるいはIPBESが2017年3月に発表した花粉媒介者、花粉媒介及び食料生産に関するテーマ別評価報告書は、生物多様性条約の締約国会議において歓迎され、ポスト2020目標の策定の際にも参考となっている。

ポスト2020目標に果たすIPBESの役割

目標である今回の「ポスト2020目標」について述べ

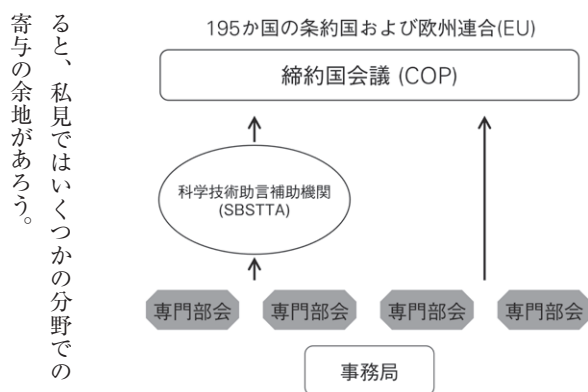


図2 生物多様性条約の構造

ると、私見ではいくつかの分野でのIPBESの具体的な寄与の余地がある。

まず大前提として「ポスト2020目標」はあくまで条約である生物多様性条約が合意し、SDGs等に連動・波及させていく性質のものである。IPBESは、そのプロセスに対して科学的なインプットを中心にしていく立場ということになる。2019年にIPBESが採択し、公表した地球規模、2018年の地域別のアセスメントはポスト2020目標を策定するうえでの土台にある。

またIPBESでは、2030年までの作業計画を決めており、その内容の相乗効果が出るように、ポスト2020目標を策定しようとする動きも出てくる可能性が高い。作業計画の具体的な内容は、2021年に予定の第8回総会までに、「生物多様性、水、食料及び健康の間の相互関係に関するテーマ別評価」「生物多様性の損失の根本的要因、変革の決定要因及び生物多様性2050ビジョン達成のためのオプションに関するテーマ別評価」のスコーピングを、2022年以降の「事業が生物多様性と「自然が人にもたらすもの」に与える影響及び依存度に関する方法論的評価」のスコーピングをそれぞれ行おうとしている。

同時にIPBESは新たな概念である「自然がもたらすもの（NCP: Nature's contributions to people）」を、自然がもたらす

3G通信機能付き

センサーカメラの撮影画像をクラウド上で一元管理し、
迅速な対応とコストの削減を可能にする、画期的システム。

ファームキャプチャーの特徴

① 野生動物管理の迅速な対応

撮影した画像を即時に確認可能（PC、メールなど）

② コストの大幅削減

SDカードなどの確認作業が大幅に削減

③ データ保存機能とマップ化

画像はクラウド上に保存され、検索、地図上で確認ができます

④ レポート機能

保存データの印刷ができ、資料作成が簡単



NEW



野生動物管理クラウドシステム

ファームキャプチャー

お問い合わせ

ファームエイジ株式会社

〒061-0212 北海道石狩郡当別町字金沢166
TEL: (0133)22-3060 / FAX: (0133)22-3013



香坂 玲 一いつさかりょう

東京大学農学部卒業。ハンガリーの
中東欧地域環境センター勤務後、英
国で修士、ドイツ・フライブルグ大
学の環境森林学部で博士号取得。生
物多様性COP10ではアドバイザ
を務めた。近著に、「地域再生 逆境
から生まれる新たな試み（岩波ブッ
クレット）」、「縮小する日本社会（勉
誠社）」、「農林漁業の産地ブランド戦
略」（ぎょうせい）がある。

負の影響も含んで生態系サービスとはほぼ同義の用語として使
用、提唱しているが、生物多様性条約を含め、他の国際プロ
セスへの波及は現時点では限定的である。生物多様性条約の
議論では、IPBESが提唱しているNCPではなく、生
態系サービスが継続して使用されている。2005年にミ
レニアム生態系評価において提唱された生態系サービスとい
う用語が、各国の行政において、ようやく市民権を得てきた
段階というタイミングから現実的な選択肢という見方もでき
るだろう。あるいは分野によっては、各機関や省庁の「縄張
り意識」も関係してくることもあるのが生物多様性の保全や
主流化の難しさであり、そのような事情が影響すること
もある。ただし科学者を中心としたプロセスとして、政治的
配慮が優先される条約では難しい、このような概念レベルで
の試みも、その普及の可否は別にして、ポスト2020目
標のプロセスに向けた一つの貢献だろう。

政策と科学の対話は、必ずしも容易なものではないのが現
実だ。IPBESの内部、生物多様性条約とIPBESの
対話などは決して縁遠いものではなく、「野生生物と社会」
などの関心や知識のある読者の皆さんが、科学者として、あ
るいは実務家として生物多様性のプロセスと実践について積
極的に関与し、情報発信をしていただくことを祈念している。
なお、2019年7月15日の海の日の日経新聞 経済教
室に寄稿（気候変動と生物多様性「100万種絶滅」の重き理解を）
したので、そちらも合わせてお読みいただきたい。